



# 島根県報

平成28年5月31日（火）

号外第116号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【訓 令】**

職員の勤務時間に関する規程の一部改正

（人 事 課） 2

**訓 令**

島根県訓令第18号

本 庁  
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表わかたけ学園の項の次に次のように加える。

女性相談センター
全職員
条例第3条第1項による。
規程第1条による。
同 左

別表畜産技術センターの項中

同 左
同 左

を

4週間について 8 日 (所属長が職員ごとに指定する。)
4週間ごとの期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。

に改め

る。

**附 則**

この訓令は、平成28年 6 月 1 日から施行する。